

特によくある質問\_交付申請について

No	質問内容	回答	参考資料
1	交付申請の公募期間を教えてください。	交付申請の一次公募の期間は A類型: 2019年5月27日(月)～2019年6月12日(水)17:00まで B類型: 2019年5月27日(月)～2019年6月28日(金)17:00までです。  交付申請の二次公募の期間は A・B類型: 2019年7月17日(水)～2019年8月23日(金)17:00までです。	<a href="#">【公募要領】(P.9)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
2	どのような事業者が補助対象となりますか。	本補助金の補助対象者は、下記申請要件を満たしており、日本国内で事業を行う中小企業・小規模事業者等に限りです。  (ア) 交付申請時点において、日本国において登録されている個人又は法人であり、日本国内で事業を行っていること。 (イ) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、宣言内容の確認に際し事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と共有することに同意すること。 (ウ) 交付申請に必要な情報を入力し、添付資料(本要領3-2参照)を必ず提出すること。 (エ) 交付申請の際、1申請事業者につき、1つの携帯電話番号を登録すること(登録された携帯電話番号宛てにSMSにて、申請に必要なパスワード等の通知を行う)。また、登録された携帯電話番号に対し事務局からの連絡があった際には応じること。 (オ) 補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、3年後の伸び率1%以上、4年後の伸び率1.5%以上、5年後の伸び率2%以上となるよう、数値目標を作成すること。 (カ) 交付申請の内容については、IT導入支援事業者を含む“第三者”による総合的な確認を受けること。 (キ) IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報(売上、原価、従業員数及び就業時間)等を事務局に報告すること (ク) 補助事業に係るすべての情報について、事務局から国に報告された後、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意すること。また、補助事業を通じて成し得た成果を事例として公開する場合がある。事例の調査協力については、特段の事情がない限り協力をすること。(事例の公開内容及び範囲については、個別で随時合意を得るものとする)	<a href="#">【公募要領】(P.3)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
3	自社の業種はどのように確認すればいいですか。	日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトのe-Statより、ご自身の事業者が該当する大分類をご確認ください。 また、公募要領P.3の表に当てはめて申請対象かをご判断ください。 <e-Stat> <a href="https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10">https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10</a>	<a href="#">【公募要領】(P.3)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
4	・新規開業でも申請可能ですか。 ・交付申請時に必要な添付書類を教えてください。	交付申請時の下記必要書類が提出できるのであれば申請可能です。  【法人の場合】 ・実在証明書: 履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの) ・事業継続確認書類: 税務署の窓口で発行された平成30～31(令和元)年中に納税された法人税の直近の納税証明書(「その1」もしくは「その2」)  【個人事業主の場合】 ・本人確認書類: (有効期限内の)運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票(発行から3ヶ月以内のもの) ・事業継続確認書類1: 税務署の窓口で発行された平成30年分の所得税の納税証明書(「その1」もしくは「その2」) ・事業継続確認書類2: 平成30年(2018年)分の確定申告書の控え	<a href="#">【公募要領】(P.11)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
5	「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」の有効期限はありますか。	3ヶ月以内に発行した写しをご提出ください。	<a href="#">【公募要領】(P.11)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
6	IT導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。	本事業の申請要件として、「本事業においてIT導入支援事業者に登録されている事業者は対象外」なっておりますので、申請を行うことはできません。 ただし、昨年度以前の事業において登録しているが、今年度の事業において登録していない場合は、申請を行うことが可能です。	<a href="#">【公募要領】(P.4～5)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
7	どのような経費が補助対象となりますか。	IT導入支援事業者によりあらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費が補助対象となります。  ①ソフトウェア製品/クラウドサービス オンプレミス版・クラウド版のパッケージソフトウェアが補助対象となります。 ・業務パッケージ ・効率化パッケージ ・汎用化パッケージ  ②オプション ソフトウェアの導入に伴い、必要となる製品が補助対象となります。 ・機能拡張 ・データ連携ツール ・セキュリティ製品 ・ホームページ関連費  ③役務 ソフトウェアの導入に伴い、必要となる役務が補助対象となります。 ・導入コンサルティング ・導入設定・マニュアル作成・導入研修 ・保守サポート	<a href="#">【公募要領】(P.5～6)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf</a>
8	・補助対象となるITツールは新規導入のみですか。 ・昨年度と同一のITツールを導入した場合、申請は可能ですか。	原則として、これまでに補助金を使って導入した製品と同一の製品を申請しないことが必要となります。  同一の製品を導入する場合は、 ・申請時点で昨年度までに導入したITツールが納品から1年以上経過していること ・継続利用(2年目、3年目)のための利用料としてではなく、今年度の交付決定以降に新規で結ばれる契約に基づく導入であること ・従業員が増えたため単純に利用するアカウント数をオプション的に増やすなどの導入方式でないこと ・前回の導入時とは別拠点での利用であったり、別部署での利用のための導入であり、新規の契約、導入であることなどを申請時に確認していただくことになります。	<a href="#">【概要資料】(P.51～52)</a> ※説明会資料 <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_gaiyo.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_gaiyo.pdf</a>
9	HP制作は補助対象にならないのですか。	ホームページは、業務パッケージとの有機的な連携によって直接売上に貢献することで、本補助金の目的である業務プロセスの改善(業務の質の向上と効率化)に結びつくものと考えます。その為ホームページ制作関連の経費は、業務パッケージと連携することを前提としたものでなければなりません。  ◆例外について ・ホームページの中でもECサイトについては顧客・販売・在庫管理など幅広い業務プロセスをカバーし、高い生産性の向上を望めるものに限りソフトウェアとして登録が可能です。その場合、プロセスの選択は保有する機能を元に選択をしてください。	<a href="#">【ITツール登録の手引き】(P.11)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_apply_example.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_apply_example.pdf</a>
10	国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。	国の他の助成金・補助金との併用は不可です。 ただし、補助対象となる事業内容(サービス・ソフトウェア、経費等)が重複しない場合は申請が可能です。	<a href="#">【交付規定】(P.5)</a> <a href="https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_rules.pdf">https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_rules.pdf</a>